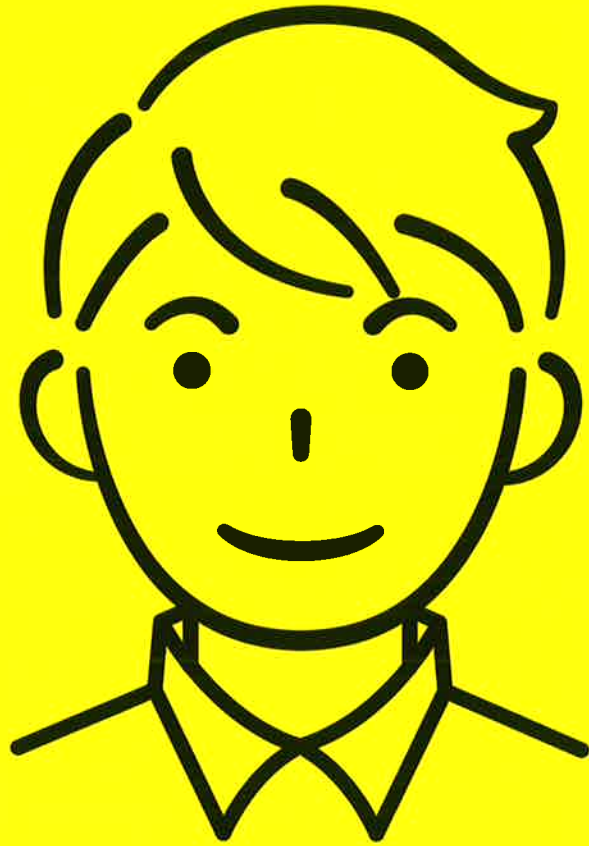


ご存じですか？



私のやる気が加速する

# 介護分野 就職支援金

「介護分野就職支援金貸付制度」は、資格を取得して他業種から介護職に転職するための経費をお貸しする制度です。

最大 20万円貸付

次の要件を  
すべて満たす  
方が対象です

(注)過去に「離職介護人材再就職準備金」または「障害福祉分野就職支援金」を利用したことがある方は、対象外となります。

①介護職員初任者研修以上の研修を修了した。

(研修を受講中の方、研修を受ける予定の方もご相談ください。)

②就職する日までに、秋田県福祉保健人材・研修センターに「介護分野就職支援金利用計画書」を提出した。(下記参照)

③秋田県内の介護施設・事業所において介護職員として就職した若しくは就職することが決まっている。

※居宅サービス等(介護保険法(平成9年法律第123号)第23条に規定する居宅サービス等をいう。)を提供する施設若しくは事業所又は第一号訪問事業(同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。)若しくは第一号通所事業(同号ロに規定する第一号通所事業をいう。)を実施する施設若しくは事業所をいいます。

貸付対象となる  
経費

介護施設・事業所に新たに就職する際に必要となる費用で、次のようなものが対象となります。



秋田県内の介護施設・事業所で、  
2年間継続して介護業務に従事すること

※負傷や疾病等、やむを得ない事由により休職・離職した場合は、休職・離職前と復職後に従事した期間と合算して2年間に達した場合に返還が免除されます。

返還免除条件

「介護分野就職支援金利用計画書」の提出について



QRコードを  
読み取る



様式をダウンロード・  
印刷する



必要事項をご記入の上、  
提出してください

お問い合わせ

秋田県福祉保健人材・研修センター

〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館5階

TEL 018-864-3500 FAX 018-864-2877